

令和7年度ふぐ処理師試験受験案内



京都府

1 願書受付及び試験の日時・場所

	期日	時間	場所
願書受付	令和7年9月8日(月)から 令和7年9月12日(金)まで	午前 9:30~11:30 午後 1:30~4:30	(1)京都府庁 生活衛生課 (府庁2号館3階) (2)京都府保健所 ※京都市内の保健所を除く (3)田辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、 綾部総合庁舎及び宮津総合庁舎
	※ 上記の期間、時間以外の受付はしません。 ※ 郵送による受付はしません。		
学科試験	令和7年10月19日(日)	午後 1:30~2:30 (12:20~入場可能、 午後 1:00 集合)	京都調理師専門学校 (京都市右京区太秦安井西沢町4番5) ※ 受験票裏面地図参照
鑑別試験 実技試験	令和7年10月26日(日)	午前 9:00~ 午後 5:00 (予定)	

(注1) 他の都道府県でふぐの処理に係る免許証をお持ちであれば、試験を受けることなく京都府知事に免許申請ができる場合があります。

詳しくは、京都府生活衛生課にお問い合わせください。(電話:075-414-4759)

(注2) 鑑別・実技試験の集合時間等は学科試験当日にお知らせします。鑑別・実技試験の所要時間は約2時間です。

なお、鑑別・実技試験の集合時間に係る御希望は、一切受け付けません。あらかじめ御理解いただいたうえで受験申請をお願いします。

2 試験科目及び出題数

	試験内容	制限時間	持ち物
学科 試験	○試験科目：2科目計30問 ・水産食品の衛生に関する知識(10問) ・ふぐに関する一般知識(20問) ○出題方式： 四肢択一(マークシート方式)	1時間	①受験票 ②HBの黒鉛筆 ③消しゴム ④時計(スマートウォッチ不可)
鑑別 試験	種類鑑別：実物ふぐ5匹 ・解答用紙の選択肢からふぐの正しい名称を選択	3分	①受験票 ②包丁 ③作業服及び帽子 ④タオル(5枚以上)
実技 試験	・丸ふぐ(未処理ふぐ)を3枚におろす ・可食部、不可食部に分ける ・臓器の名称を名札で表示する(臓器鑑別を兼ねる)	20分	⑤ふぐの費用を納付した納付済証 ⑥ゼッケン (受験番号を記入したもの。 縦13cm×横18cm程度) ⑦安全ピン(4個) ⑧救急絆創膏 ※ふぐは持ち帰れません

※ 鑑別・実技試験で使用するふぐの費用は、6,000円程度(試験申込手数料7,250円とは別払い)です。学科試験時にお渡しする納付書によりお支払いの上、鑑別・実技試験時に納付済証を御提出ください。(納付済証を紛失した場合は再発行できません。)

なお、ふぐの費用を納付しなかった場合は、鑑別・実技試験は受験できません。(納付したふぐの費用の返金はできません。)

※ 鑑別・実技試験時に必要な持ち物を忘れた場合は、受験できない可能性がありますので、忘れないようにご注意ください。また、試験当日は試験会場である京都調理師専門学校のロッカー等、試験に関係のない場所には一切立ち入れません。

3 合格基準

学科試験、鑑別試験及び実技試験の全てが合格基準を満たしている場合に合格となります。

なお、鑑別試験及び実技試験前に学科試験の成績発表は行いません。

試 験	合 格 基 準
学 科 試 験	全体で6割以上正解し、かつ1科目でも平均点を著しく下回る科目がないこと。
鑑 別 試 験	5匹中3匹以上正解
実 技 試 験	制限時間内に、 <ul style="list-style-type: none">・3枚におろす程度に調理していること。・臓器等が可食部、不可食部に正しく分けられていること。・すべての臓器に名札が正しく付けられていること。 なお、次の行為は不合格となります。 <ul style="list-style-type: none">・卵巣又は精巣を明らかに傷つけている。（包丁目が入っているなど） 注意： <ol style="list-style-type: none">1 臓器をシンクに流したり、タオルで拭き取ってしまうことで、表示する臓器の量が減少しないようにすること。2 考慮すべき事例（両性のふぐ、内臓の異常等）があったときは、試験委員により個別に対応する。

4 願書提出時に必要な書類等

(1) 受験願書

(2) 写真（受験願書提出前6箇月以内に脱帽して上半身を正面から撮影した縦4.5cm×横3.5cmのもので、裏面に氏名を記入したもの）

(3) 受験手数料 7,250円（所定の額の京都府納付済証を受験願書に貼付すること。）

願書提出前に京都府庁職員福利厚生センター1階府庁生協、京都府保健所、京都府総合庁舎等に設置されたレジまたは券売機で納付してください

5 合格発表

令和7年11月20日（木）午前9時

京都府庁、京都府保健所、田辺総合庁舎、亀岡総合庁舎、綾部総合庁舎、宮津総合庁舎で、「受験番号」により2週間掲示します。また、京都府ホームページにおいても「受験番号」を2週間掲載しますので、確認してください。

おって、合格者には、合格証書（ハガキ）を郵送します。

なお、電話による問合せには応じません。

6 得点の開示

個人情報保護に関する法律施行細則第24条第1項の規定により令和7年11月20日（木）から12月19日（金）まで、希望者（受験者本人のみ）には、京都府庁生活衛生課及び京都府保健所で得点開示の手続きができます。受験票及び本人確認ができるもの（運転免許証等）を持参ください。

7 その他

- 大雨、台風、地震、洪水等の自然災害、感染症の流行、または火災、停電、その他不可抗力による事故等や交通機関の乱れが発生した場合、試験開始時間の繰下げ、試験の延期または中止等の対応措置を取ることがあります。ただし、それに伴う受験者の不便、費用、その他の個人的損害については責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- 災害発生等の影響により、試験の実施方法等を変更し、又は試験を中止若しくは延期する場合は、京都府ホームページ（下記のQRコード参照）にてお知らせします。京都府から受験者に対し、電話等での個別連絡は行いません。
- 受験願書の提出は、書類が揃っていれば代理の方でも構いません。
- 受験願書の提出後、提出書類及び受験手数料はお返しできません。
- 受験申込みにあたって虚偽又は不正があった場合及び受験中の不正行為が判明した場合は、受験を無効とし、又は合格を取り消すことがあります。
- 障がい等により特別な配慮を要する受験希望者は、受験申込時に個別にご相談ください。配慮を希望する内容については事前に確認させていただきます。
- 合格証書は受験願書に記載された住所に送付しますので、受験願書提出後、合格発表日までに転居される場合は、必ず郵便局に「転居届」を提出しておいてください。
- 合格しているにも関わらず、合格証書が合格発表後10日経過しても到着しない場合は、速やかに京都府庁生活衛生課に申し出てください。
- 不明な点は、下記までお問い合わせください。

京都府庁生活衛生課：075-414-4759

乙訓保健所：075-933-1241

中丹西保健所：0773-22-6382

山城北保健所：0774-21-2912

中丹東保健所：0773-75-1156

山城南保健所：0774-72-4302

丹後保健所：0772-62-1361

南丹保健所：0771-62-4754



京都府ホームページ

<https://www.pref.kyoto.jp/seikatsu/hugushiken.html>